

## 佐久市ネーミングライツ導入に関する基本方針

平成24年10月10日制定

令和6年11月11日改訂

## 1 趣旨

この基本方針は、市有施設の命名権（以下、「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るために、対象施設や、募集の方法、応募者の選定等について基本的な考え方をまとめたものです。

## 2 ネーミングライツの概要

## (1) 導入の目的

- ・命名権者（以下、「ネーミングライツ・パートナー」という。）による施設の設置目的（文化芸術振興、スポーツ振興、レクリエーション等）への寄与
- ・施設の魅力を高めることによる利用者便益の向上
- ・市の自主財源の確保

## (2) ネーミングライツの内容

ネーミングライツは、市とネーミングライツ・パートナーとの協定により、市の施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与する代わりに、ネーミングライツ・パートナーからその対価を得て施設の管理運営に役立てるものです。

市はネーミングライツ導入後、ホームページや広報印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。ただし、条例上の施設名称は変更しません。

## (3) 導入までの手続き

- ア 提案募集
- イ 事前協議・対話
- ウ 申請書等の提出
- エ 追加提案の募集
- オ 関係者及び市民からの意見募集
- カ 審査（審査委員会の開催）
- キ 優先交渉権者の決定
- ク ネーミングライツ・パートナー及び愛称の決定
- ケ 協定の締結
- コ 施設の表示等の変更
- サ 愛称の使用開始

(4) 対象施設の考え方

市の所有する施設を対象とし、以下の考え方にに基づき、ネーミングライツの対象施設として適当かどうか判断します。なお、市役所本庁や各支所などの庁舎、市立小中学校、保育所等は対象施設から除外します。

ア 不特定多数の市民等が利用し、広告効果が見込まれる施設

イ 当該施設の設置目的から、利用者の増加や施設の有効活用が期待される施設

(5) 希望金額の算定基準

提案いただいた施設ごとに、審査委員会において、類似する施設や施設の利用状況、メディアへの露出状況を勘案し、法人から提案された応募金額等が妥当か判断します。

なお、ネーミングライツの対価は命名権料（金銭）に限らず、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。

(6) 協定期間

原則3年以上10年以内とします。

(7) ネーミングライツ・パートナーの募集

ア 募集の実施

(ア) ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則として公募により行うこととします。

(イ) 募集に際し必要な事項については、別途募集要項等を作成します。

(ウ) 市のホームページや広報紙等への募集要項の掲載、報道機関への資料提供等、多用な媒体を活用して幅広く周知します。

イ 募集期間

通年募集とし、募集があった際には、当該施設について一定の期間を設けて追加募集を行うものとします。

(8) 愛称の付与の範囲

ア 施設などの名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付与します。

市民に親しまれ、かつ施設の設置目的にふさわしい愛称を付与することとします。

イ 募集する愛称は、あくまでも施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正は行いません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、協定期間内の愛称の変更はできません。

また、愛称が定着するまで（概ね1年を予定しています）、条例上の名称を併記させていただきます。

エ 施設によっては愛称の付与において、企業名や商品名の他に、使用していただきたい字句を設定する場合があります。

(9) 愛称の付与に伴う費用の負担

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板表示の変更(施設看板や道路標識) ※1		○※2
協定期間終了後の原状回復		○※2
協定締結後に作成するパンフレット等の印刷物やHPの表示変更	○	

※1 敷地外、道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

※2 命名権料の他に別途ご負担いただきます。

2 応募資格

「佐久市広告等掲載基準」に定めるとおりとします。

3 ネーミングライツ・パートナーの選定方法

(1) 審査委員会の設置

施設ごとに審査委員会を設置して優先交渉者※を決定します。

※ 優先交渉者・・・応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ市も有利な条件で協定を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が協定に係る交渉をする者をいう。

(2) 審査委員会の構成

有識者(施設の設置目的に係る専門的な知識を有する者等)3名以上、市職員14名程度、計17名程度

(3) 優先交渉者の選定

優先交渉者の選定に当たっての選定基準は下記のとおりとし、これに基づく審査委員会審査要領を定め、審査委員会において総合的に審査します。

応募者が1者のみの場合も、審査委員会において市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査し、優先交渉者を決定します。

なお、審査方法等は別紙1のとおりです。

【提案募集型選定基準】

審査区分	審査項目(審査書類等)	配点
応募企業の状況	経営の安定性(決算報告)	10
	社会貢献実績、ネーミングライツの取組への熱意(募集要項様式4「地域貢献等に対する支援実績等」)	20

	法令等遵守（企業における法令等遵守の取組状況）	10
愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージに合っているか	10
応募条件	提案内容（募集要項様式2）	20
	応募金額	20
期間		10
合計点数		100

#### 4 協定の締結

ネーミングライツ・パートナー決定後、市とネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する協定を締結します。なお、協定を締結したネーミングライツ・パートナーは、次回の協定の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

#### 5 命名権料の使途

施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

#### 6 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は協定を解除できることとします。

#### 7 ネーミングライツ・パートナーの公表、愛称の普及

ネーミングライツ・パートナーの決定後、法人名、施設の愛称、命名権料等について、マスコミ等に公表するとともに、ホームページや広告印刷物などにおいて愛称を積極的に使用します。

#### 8 基本方針の適用時期等

この基本方針は、平成24年10月10日から施行（令和6年〇月〇日改定）します。なお本方針は、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しすることとします。また、本方針に規定する命名権に類するもので、本方針により難しいと判断されるものについての取扱いは、別に定めることとします。

## 別紙1

### ネーミングライツ優先交渉者審査方法等

#### 1 審査方法

- (1) 選定基準の審査項目に基づき、委員の審議により全応募者に点数付けを行い、総合点数の一番高い者を優先交渉者として決定します。
- (2) 審査結果が同点の場合は、審査委員会において選考方法を協議します。  
なお、選定基準の審査項目において、著しく低い評価点がある場合は、優先交渉者を選定しない場合があります。

#### 2 総合点数算出方法について

##### (1) 各審査項目の評点算出方法について

評価基準はA～Eの5段階評価とします。

- A 非常に優れている
- B 優れている
- C 標準
- D やや劣る
- E 劣る

- ・ 評価点は、各項目に対する配点に係数1.0 (A)、0.8 (B)、0.6 (C)、0.4 (D)、0.2 (E) を乗じて算出します。
- ・ 各評価項目について、各選定委員の評価点を平均し、評点を算出します(小数点以下第2位四捨五入)。その評点を合計し当該応募事業者の総合点数とします。

##### (2) 応募金額の評点算出方法について

応募金額(①)と最高応募金額(②)の比率で算出します。(最高応募金額を満点とします。)

評点 = 配点 × (① / ②)

【A社】 200万円 20点 × (2,000 / 2,000) = 20点 (満点)

【B社】 150万円 20点 × (1,500 / 2,000) = 15点

【C社】 100万円 20点 × (1,000 / 2,000) = 10点

▼ 総合点算出例

【審査】

NO	評価項目	配点	応募者A				応募者B			
			選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均	選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均
1	経営の安定性	10	B	B	C		C	C	C	
2	社会貢献実績等	20	C	A	B		C	B	B	
3	法令等遵守	10	C	B	C		B	B	B	
4	愛称	10	C	A	B		B	A	B	
5	応募金額	20	2,000千円	2,000千円	2,000千円		1,500千円	1,500千円	1,500千円	
6	提案内容	20	A	A	A		B	A	B	
7	期間	10	C	B	C		B	B	B	
合計		100								
順位										
総合評価 (選定理由)										

【総合点算出】

NO	評価項目	配点	応募者A				応募者B			
			選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均	選定委員①	選定委員②	選定委員③	委員平均
1	経営の安定性	10	8	8	6	7.3	6	6	6	6
2	社会貢献実績等	20	12	20	16	16	12	16	16	14.7
3	法令等遵守	10	6	8	6	6.7	8	8	8	8
4	愛称	10	6	10	8	8	8	10	8	8.7
5	応募金額	20	20	20	20	20	15	15	15	15
6	提案内容	20	20	20	20	20	16	16	16	16
7	期間	10	6	8	6	6.7	8	8	8	8
合計		100	78	94	82	84.7	73	79	77	76.3
順位			1				2			
総合評価 (選定理由)			(適宜記入)				(適宜記入)			



